

## 岩石採取場における掘下がり採取跡地の埋め戻し基準の改正概要

### 1. 改正理由

本県の採石場の掘下がり跡地は、原則として場内で発生した表土や廃土廃石等により埋め戻すこととしているが、表土等が不足する場合には県内の建設発生土による埋め戻しを認めているところである。

県採石法運用要領においては、不適切な土砂等による埋め戻しを防止するため、岩石採取場の掘下がり掘削跡地における埋戻し基準（以下、「本基準」）を定め運用しているが、土壤検査項目や実態に則していない手続きの見直しを行い、本基準の更なる適正化を図る。

### 2. 主な改正内容

#### (1) 使用する用語の定義付け

「土砂等」及び「建設発生土」の使用する用語の定義を定めていなかったことから、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「県残土条例」という）を参考に文言の定義を明記する。

#### (2) 使用土砂等の安全基準等の改正

- 使用を認めている第1種～第3種建設発生土（発生土利用基準（平成18年8月10日 国土交通省通達）に基づく土質区分）を明記する。
- 「特殊施設跡地等」からの搬入を制限しているが、土壤汚染対策法により特定有害物質を製造、使用又は処理する施設跡地等からの土砂等の移動は制限されることから、これを削除する。
- 使用する土砂の土壤分析検査項目に「環境基本法の土壤の汚染に係る環境基準」を採用する。
- 公共工事で発生する土砂等であっても土壤分析検査を必要とする。
- 埋め戻しによる植生への影響や土中構造物の腐食、周辺農地や水域に影響等を抑制するため県残土条例と同様にPH（4以上～9未満）の基準を設ける。

#### (3) 申請手続きの改正

- 届出別の添付書類等の一覧表を新設する。
- 埋め戻しに使用する土砂等の発生元が複数となる実態に合わせて、認可申請時において「岩石採取場埋め戻し全体計画書」（様式1）を添付し、土砂等の発生元が決定次第、発生元毎に「岩石採取場埋め戻し計画書」（様式2）を提出することとする。
- 埋め戻しの進捗を適切に管理するため、土砂等の発生元毎に管理番号を付す。
- 埋め戻し計画に変更が生じた際に提出する「岩石採取場埋め戻し変更計画書」（様式3）、土砂等の発生元毎の埋戻しが完了した際に提出する「埋め戻し一部完了届」（様式6）を新設する。
- 「土砂等発生元証明書」（様式8）、「埋め戻し土砂等の発生から埋め戻しまでのフローシート」（様式9）、「土壤調査試料採取報告書」（様式10）、「地質分析結果証明書」（様式11）を新設し、添付資料として「埋め戻しに必要な土量を計算したもの」、「施工委託契約書の写し」、「埋め戻し区域を明示した公図の写し」を追加する。

#### (4) その他、軽微な文言等の改正

項ずれの修正や文言の見直し等所要の改正を行う。

改正の詳細は新旧対照表のとおり